

潤徳小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止及び早期発見に、全ての教職員が学校総体として組織的に取り組むことで、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。

2 いじめの定義

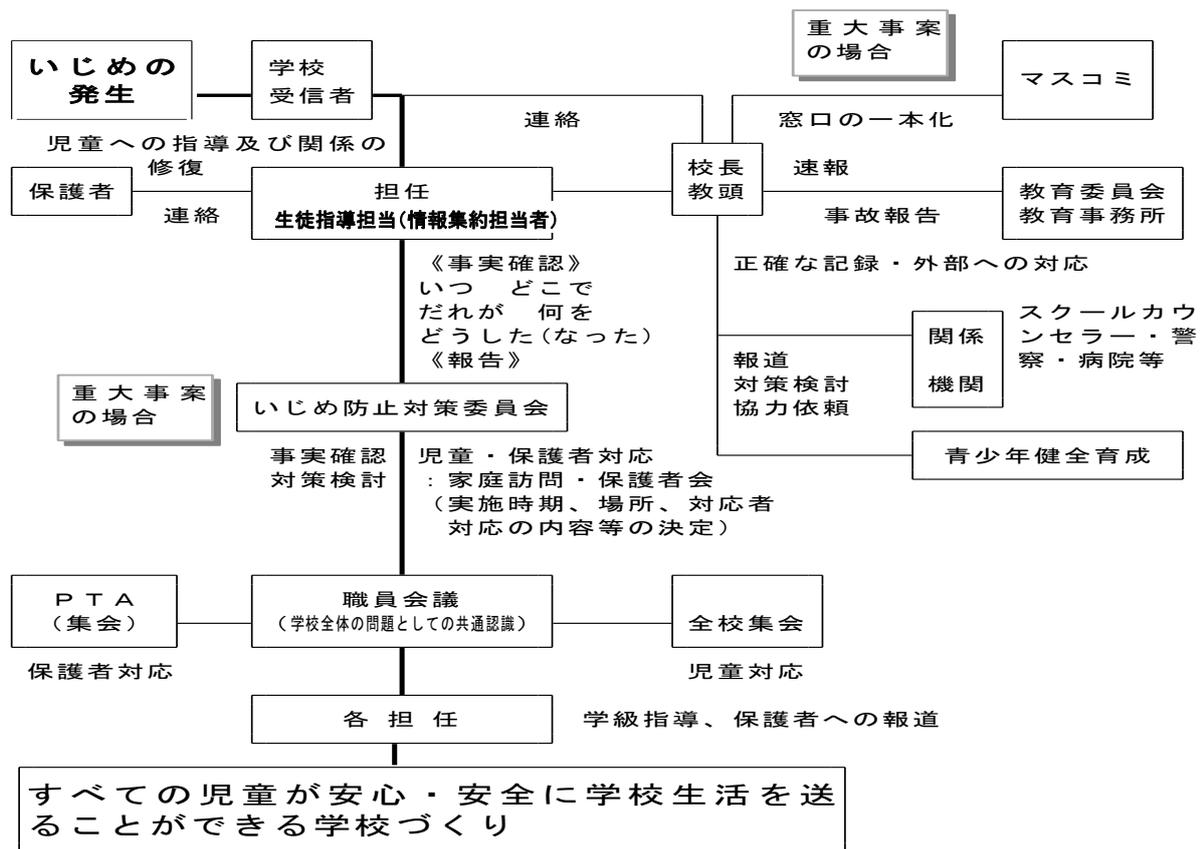
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条より抜粋】

3 行動計画 ※各学期各自◎、○、△で反省を行う。

	教師・学校全体		児童		いじめ防止対策委員会 (企画委員会)		保護者・関係機関	
		反省		反省		反省		反省
1 いじめの未然防止	1 児童が分かり、活躍する授業づくり		1 歓迎遠足や送別遠足をはじめ、児童会主催のレクリエーションによる仲間作り		1 いじめ防止基本方針の見直し		1 PTA総会等での保護者啓発	
	2 教え合い、学び合う学習環境づくり							
	3 学習理解に特段の配慮を要する児童への学習支援					一年を通じた「いじめ防止基本方針」のPDC Aサイクルの確認【通年】		2 学校だより等による一人一人を大切に教育の周知
	4 道徳科の時間、学級活動を通しての豊かな心の育成		2 人権集会の実施による差別やいじめを許さない校内環境作り		3 気になる児童への個別の支援についての検討		3 保育所・中学校との連携を図った、受け入れ体制の整備	
	5 生活科・総合的な学習の時間等を通じての同学年、異学年、地域住民等との交流や自然体験活動、ボランティア活動等の実施							
	6 運動を通しての規則の遵守と思いやりの心の育成		3 児童総会の実施による自治的な取組		4 いじめに関する校内研修の実施(学期に1回) ※ショートでも可		4 児童のトラブルに関する家庭との連携	
	7 食育や健康教育による健やかな心身の育成							
	8 一人一人を認め、良い部分を褒め励ます活動		4 縦割り班による活動(業間、掃除等)		5 校内委員会により職員の間での共通理解と早目の対策を心がける		5 保健だよりの発行等による心身の健康について保護者啓発	
	9 各学期1回の人権学習の実施によるいじめを許さない児童の育成							
	10 日頃から人権感覚を育てる教育の推進		5 ユニセフ、書き損じはがき集め等による思いやりの心の醸成					
	11 特別支援学級在籍児童と交流学級児童との積極的な関わりによる相互理解		6 児童同士のつながりの深化				6 学校と地域・関係機関とのつながり(連携・協働)の強化	
	12 支援を要する児童に対する適切な支援と児童の理解		7 いじめのない楽しい学校にするための児童会宣言文の作成・周知				7 専門機関との連携を図り早期解決を図る	
	13 保健指導により自己の心身を見つめ、自尊心を高める取組							
	14 全職員で児童のことを知り、共通実践につなげる情報共有(朝会時)		8 運営委員会での自分たちの生活についての話し合い					
	15 児童間トラブルの際の「仲良くするために」という視点を明確にした話し合い							
	16 登校時や始業前の児童の観察							
	17 校舎、トイレ、手洗い場等の環境の変化等予兆の把握							
	18 絵本を通しての思いやりの心などの豊かな心の醸成							
	19 教職員と児童とのつながり等、信頼関係の構築							
	20 学校組織として同じ方向性のもとでの共通実践の継続(一致団結)							
	21 規律正しく授業に参加し、基礎的な学力を身につけた子どもの育成							
	22 認められているという実感を持った自己有用感のある子どもの育成							
	23 正しい言葉づかいや生活態度についての指導							

	教師・学校全体	反省	児童	反省	いじめ防止対策委員会	反省	保護者・関係機関	反省
2 早期発見	1 子どもたちの様子を把握し、言動を見逃すことなく、気になったことへのその場での機会指導の徹底		1 反省会の実施による自主的な問題解決		1 アンケートの作成と結果の分析と対応策の検討		1 学校からの調査や通信等を通じた保護者からの情報の送受信	
	2 児童全員への積極的な声かけ【通年】							
	3 休んだ児童への早めの対応(「愛の1・2・3+1運動」)		2 アンケート記入や相談等により、悩み事の収集		2 いじめ事案に対する組織的対応策の検討		2 家庭訪問の実施	
	4 お便り帳の確認【通年】							
	5 個人聞き取りの実施【学期に1回】		3 おかしさに気づき、友達や先生に連絡					
	6 いじめアンケートによる実態の把握							

4 いじめ発生時の対応



5 いじめ防止対策委員会組織について

- 通常は、校長、教頭、教務、情報集約担当者、生徒指導担当、保健主事、人権教育担当、特別支援教育コーディネーターが参加する。
- 具体的事案について検討する際は、必要に応じて、該当職員が参加する。
- 重大事案発生時は、必要に応じて、PTA、学校評価委員、民生委員、スクールカウンセラー、警察等の関係機関にも参加してもらう。

6 その他

- 既存の取組を継承しつつ、PDCAサイクルでいじめのない学校づくりを目指す。
- 基本方針を運用しつつ、随時ふり返りを行い見直しを行う。
- PTA総会で保護者に向けて本基本方針をはじめ、いじめのない学校づくりについて説明し、保護者の理解と協力を得る。